

○ 公益財団法人 大泉町スポーツ文化振興事業団大会等出場援助要綱

1. 目的

この要綱は、大泉町内に所在地を有する団体又は大泉町内に所在地を有する団体に所属する個人が、予選を経て、大泉町、邑楽郡又は群馬県を代表して大会・コンクール等（以下「大会等」という）に出場する際の経費の負担軽減を図り、出場環境を整えることにより、地域スポーツ及び地域文化の振興と発展に寄与することを目的とする。

2. 対象

援助する対象は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| (1) 小・中学生（町民） | 県大会等以上 |
| (2) 高校生（町民又は町内高校在学学生） | 県を代表して出場する大会等以上 |
| (3) 社会人（町民又は在勤者） | 県を代表して出場する大会等以上 |
- ※実業団の大会については対象外とする。

3. 援助申請

援助を受けようとする場合は、当該大会等出場前に援助申請書（別記様式第1号）を理事長に提出するものとする。

4. 援助の額

対象者	大会等規模及び金額		
小・中学生			1人 500円
	※関東大会等以上は、高校生基準適用		
高校生	個人	関東大会等規模	10,000円
		全国大会等規模	20,000円
	団体	関東大会等規模	30,000円
		全国大会等規模	50,000円
社会人	個人	関東大会等規模	10,000円
		全国大会等規模	20,000円
	団体	関東大会等規模	30,000円
		全国大会等規模	50,000円

5. 返金

申請団体または個人が援助金交付後に当該大会等に不参加となった場合は、交付された援助金は返金しなければならない。

6. 報告

大会等出場後、結果報告書を理事長に提出するものとする。

7. この要綱に定めるもののほか、必要ある場合は別に定める。

附 則

- この要綱は、公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団の設立の登記の日から適用する。
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。